

風と共に

発行所
関西ダクト工業協同組合
大阪市 北区神山町 9番
16号 (山名ビル)
電話 (312) 0466・5508番

頌春

『合意と信頼』の運営を

年頭に当って 理事長 坂東正治

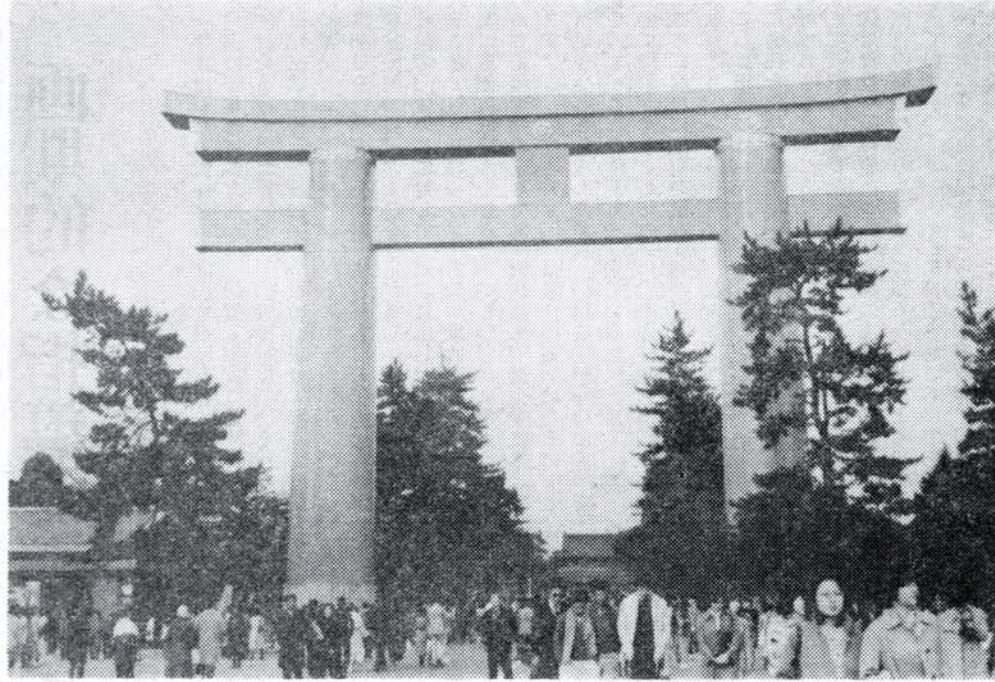


謹んで新年のお祝詞を申し上げます。
旧年には公私にわたり一方ならぬ指導、ご支援を賜り心からお礼を申し上げます。
昨年を顧みますと、内外共に予想を超えた混迷の中で産業界も当然大揺れ。お互いに生き残るための活路

異常な期待を抱いての迎春ですが、果して今年はどうなるのでしょうか。
年初来すでに多くの予想や占いが次々と紹介されていきます通り、昨年に勝るとも劣らぬ厳しい課題を私達も背負っていることを自覚して置かねばならぬと私は信じます。
否、中小の下請企業には本年後半にこそ最難関が訪れると予言する方も決して少なくはありません。
この点は新総理も予見されてか、就任と同時に「政治の出来ることには限界が

ある」ことを訴え、国民がそれに過大期待と甘えを持たぬよう、繰返し求めておられるようで、飾らぬその態度には、むしろ好感を呼んでいるように見受けられます。
さて、気のきいた予算はとも無理との言葉通り、果せるかな昨日内示された予算案はサアヤロイチカラのヨサンなど如何に語呂を合わせても、景気の維持(刺激や浮揚の語に変えて)と「財政再建」という上に「物価の安定」という、まさに3兎を追う、一見矛盾する難題を同時に解決したは実現しようとする苦心の跡をにじみ出した編成になったようです。
しかも、公共料金はいよいよ値上げラッシュの苦しいお年玉になり、来年度中には遂に悪評高い一般消費税の創設も敢えて決断したようでありませぬ。
申すまでもなく、私共にとつては最優先の共通の悲願は景気の回復なのですが15兆円という国債をテコにしてもなお、この予算の中味では、冷静に内外の諸環境を正視するとき来年度の實質成長率は、残念ながら53年度(5%台の見込み)と同程度と見ざるを得ないのではないのでしょうか。
新年早々ですが、今年も明るいご挨拶を申しあげられぬのが、なんととしても残念です。
前途はエトにからめても波乱含みの羊腸の道とならねば幸いです。こう申し上げると各位に対して必要以上に萎縮した守り一途の経営をお勧めしているような誤解を恐れますが、これからは家康型の「忍」と同時に、秀吉型の「攻め」もまた

必要な時代に突入してまいるとも伺います。
また一方、もはやこれからは少数の者の直感や独断にのみ頼る経営は、否応なしに改められてまいるように思われてなりません。
頭は最大に駆使しながら足は地から離さずに組織を固めて相互に助け合う自立の精神が一段と肝要となる時代に、やがて変わってまいりますしょう。
このためにも、折角作つたこの組合をもっともって愛情を以て盛り立てて活用してまいらうではありませぬか。
組合は創立4周年を迎えた今年、従来の購買、金融の二大事業に、更に受注事業を加えて三本の柱で財務基盤を安定確立すべく、既定路線を拡充したいというのであります。
このためにも今年は一層組合員間の「合意と信頼」の運営を役員会も目標にかかげて、細心にかつ強力な歩みをお約束いたす次第です。
どうぞ倍旧のご高配とご鞭撻をお願い申しあげて年頭のご挨拶といたします。



初春の京都・平安神宮 (安西章夫氏撮影)

組合のあゆみ

昭和53年10月～54年1月

- ▼10月
 - 共同受注第一号として、和歌山市民会館ダクト工の一部着工
 - 17日 全タ連第八回理事会 (於八重洲口ホテル国際観光、理事長及び事務局長出席)
 - 18日 小川すゑ子氏(株式会社小川鍍金工作所小川社長ご夫人)告別式、理事長ほか多数参列
 - 18日 常務会、理事長他三名出席、東洋リザーブ倒産の対策協議
 - 28日 商工中金、前田氏
- ▼11月
 - 30日 常務会及び金融審査会、理事長他三名出席、日本リザーブ倒産の善後策研究
 - 1日 専務理事東京、通産省、建設省、労働省及び全国中央会等訪問、協議
 - 2日 東洋リザーブ債権者集会
 - 7日 教育厚生委員会(委員長他五名出席)
 - 12日 13日 第3回合同旅行(本文報告参照)
 - 15日 大永設備加入処理
- ▼12月
 - 16日 中央会税制委員会、専務理事出席
 - 17日 年末資金貸付け
 - 18日 協同組合連合会発起人会(於名古屋ダクト協組、理事長他二名出席)
 - 22日 常務会、及び金融審査会、理事長他三名出席
 - 27日 緑友会忘年会、専務理事出席
 - 5日 理事長、入院加療決定につき常務会で事務打合わせ
 - 8日 第二七回理事会、副理事長他六名出席
- ▼1月
 - 5日 事務局仕事始め、新年挨拶回り
 - 10日 緑友会新年会、浜田副理事長出席

関西ダクト工業協同組合・組合員	
大阪府	栄和工業 (株) 〇七二〇(82) 五一五二
	小川鍍金工作所 〇七二〇(26) 二八〇一
	大島工業 (株) 〇六(971) 二九九一
	関西設備工業 (株) 〇六(462) 六一六一
	岸田鍍金工作所 〇七二四(37) 〇四七二
	共和設備工業 (株) 〇六(862) 三八八九
	三輝工業 (株) 〇六(322) 五四四一
	サンコー工業 (株) 〇六(902) 二四九二
	三和製作所 〇六(751) 〇五一八
	信和温調 (株) 〇六(962) 五六三一
	新光設備工業 (株) 〇六(682) 二二三六
	新都工業 (株) 〇六(922) 三六二六
	大永設備 (株) 〇六(934) 一八五一
	花松設備工業 (株) 〇七二九(98) 七九三五
	平本鍍金工業所 〇六(972) 八四四〇
	三好板金工作所 〇六(329) 四七四五
淀川	空調 (株) 〇六(473) 〇二〇〇
兵庫	庫 兵
	内外熱学工業所 〇七八(652) 二五五五
	畑中鍍金工作所 〇七八(576) 二七五三
	双葉製作所 〇七二七(93) 〇〇四一
	牧鍍金工作所 〇六(417) 六五二二
	ヤブサ工業 (株) 〇六(401) 五六七一
京都府	桃陽鍍金 〇七五(601) 一三五五
	橋本ダクト工作所 〇七七四(22) 〇二四四
	マツダ工機 (株) 〇七五(981) 八二五九
	森本鍍金工業所 〇七七四(21) 二二〇一
奈良県	東伸工業 (株) 〇七四五(72) 四六二九

画期的な指導要綱成る

要請される主旨の実現励行

法令研究

一年余にわたる大作業の末、遂に昨春に各方面から注目をうけていた標記要綱は、正式に決定をみ、一斉に建設省(計画局長)から各都道府県知事、公共事業発注機関の長、および全建設業者団体の長に対して通達され、目下その普及、徹底に真剣に取組んでおられることは周知の通りであります。

当組合へももちろん全連を通じ、この啓蒙方について指示がありましたのでここに簡単に説明を試みます。

これは正確には「元請、下請関係合理化指導要綱」と呼ばれます。

まず画期的な本要綱が作られた背景や経緯等について同省の解説は次のように述べています。

建設業の発展には元請と下請の両者が不可欠であり、いずれが欠けても完全な振興は望めない間柄にある。さて主として、下請として機能することの多い専門工事業者の実態をみると、まだまだ改善を要する問題点が決して少なくない。すなわちその主要点をあげれば、

(一)後記のように、他産業に比べると、なお労働環境が劣っている。
○賃金水準が一割位低い

然として次のように不合理な側面が見られる。
(A) まず契約が著しく不分明
○不十分な注文書と請書の取交すのみで済ませたり
○中には、メモや口頭で処理するケースさえあって絶たない状況に起因して紛争に発展しかねない。
(B) 元請からの代金決済が厳しい
○手形のサイトに一五〇日以上がまだ占めておられる(大半は一〇〇日以上)
(C) 下請指導の不十分
元請は下請を親切に指導しよう念願して止みません。

元請・下請関係合理化指導要綱(全文)

第1 趣旨

建設工事は、各種の工事の組み合わせにより総合的に施工されるものであるから、工事の内容、規模等に よっては下請による施工が不可避であることが少なくない。

また下請により工事の一部が施工される場合は、元請が発注者との契約に従って、請が発注者との契約に従って、的確に工事を施工するものには、元請は下請による工事の的確な施工を確保しなければならぬ。

このため、元請は優良な下請を選定し、この者と合理的な元請・下請関係を確立する必要がある。

第2 一括下請の禁止等

一括下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては工事の質の低下、下請の労働者の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の工事施工上の責任の所在を不明確にすること、発注者の信頼に反するものであること等種々の弊害を有するので、建設業法において、原則として禁止されているところであるが、発注者の承諾が得られる場合においても、極力避けるものとする。

また、不必要な重層下請は、同様に種々の弊害を有するので、避けるものとする。

第3 下請の選定

元請(下請契約における注文者)をいい、一の工事が数次の下請契約により行われる場合は、発注者から直

接工事を請負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における注文者をいうものとする。以下同じ)

は、下請(下請契約における請負人)をいい、一の工事が数次の下請契約により行われる場合は、発注者から直接工事を請負った者からその工事の一部を請負った者は勿論、それに続くすべての下請契約における請負人をいうものとする。以下同じ。)

の選定にあたっては、その工事の施工に關する建設業法により許可を受けべきであるにもかかわらず、許可を受けていない者、又は営業を禁止されている者を除くことは勿論、

(1) 施工能力
(2) 雇用管理及び労働安全管理の状況
(3) 労働福祉の状況
(4) 下請との取引の状況
等を総合的に勘案して、優良な者を選定するよう努めるものとする。

この場合においては、少なくとも別表に掲げる事項のすべてが満たされるよう留意するものとする。

別表

(1) 過去における工事成績が優良であること。
(2) その工事を施工するに足る技術力を有すること。
(3) その工事を施工するに足る労働力を確保できることと認められること。
(4) その工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
(5) その工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
(6) 経営内容が不安定であると認められないこと。
(7) 事業場ごとに雇用管理責任者が任命されていること。

(8) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
(9) 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。

また、発注者から直接工事を請負った元請は、適正な工程管理の実施、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労災保険料の適正な納付等の措置を講ずるとともに、その工事におけるすべての下請が次の各号に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

さらに発注者から直接工事を請負った元請が行う下請に対する指導、助言その他の援助に關して協力するものとする。

(1) 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に關する知識の修得及び向上を図るよう努めること。
(2) 労働者の募集は適法に行うこと。
(3) 労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定し、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
(4) 一の事業場に常時10人以上の労働者を使用する者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ること。
(5) 前号の者以外の者にあつても、就業規則を作成するよう努めること。
(6) 賃金は毎月1回以上、一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払うこと。
(7) 労働者名簿及び賃金台帳を適正に調整すること。
(8) 労働時間管理を適正に行うこと。
(9) 労働者に対して技能訓練を実施するよう努めること。

(10) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(11) 前号に定める事項のほか、労働安全衛生法に従う等工事を安全に施工すること。

(12) 災害が発生した場合に、当該下請契約における元請及び発注者から直接工事を請負った元請に報告すること。

(13) 雇用保険、健康保険(日雇労働者健康保険を含む。)及び厚生年金保険の保険料を適正に納付すること。また、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない労働者に対して、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

(14) 任意の労働者災害補償保険に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。

(15) 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立するよう努めること。

(16) 常時使用する労働者に対し雇入れ時及び定期の健康診断を行うとともに、常時使用する労働者以外の労働者に対しても同様の健康診断を行うよう努めること。

(17) 事業の付属寄宿舍に労働者を寄宿させる場合は、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出るとともに、その管理を適正に行うこと。

(18) 前号の付属寄宿舍については、建設業付属寄宿舍規程に定める設備及び安全衛生基準を遵守すること。

(19) 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

第7 発注者から直接工事を請負った元請の他の元請に対する指導

発注者から直接工事を請負った元請は、その工事に對するすべての元請に對して、第2から第5までに定める事項を遵守するよう指導に努めるものとする。

第6 下請における雇用管理

下請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に定める事項について措置するものとする。

⑩賃金不払を起こすおそれがないと認められること
⑪現に事業の付属寄宿舍に労働者を寄宿させている者にあつては、寄宿舎規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
⑫工事の性質上工事の一部が再下請されること認められる場合にあつては、下請代金不払を起すおそれがないと認められること。

第4 合理的な下請契約の締結

元請及び下請は、工事の開始に先立って、昭和52年4月26日中央建設業審議会が勧告した建設工事標準下請契約約款、又は同契約約款に準拠した内容をもつ下請契約書により、下請契約を締結するものとする。

第5 元請の代金支払等

元請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行し、建設業法に規定する下請契約に関する事項のほか、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

(1) 下請契約の締結後、正当な理由がないのに、下請代金の額を減じないこと。
(2) 注文した下請工事に必要な資材を元請から購入させる場合は、正当な理由がないのに、その工事の下請代金の支払期日前に、その工事に使用する資材の代金を支払わせないこと。
(3) 下請代金の支払は、現金払いと手形払いを併用する場合であっても、少なくとも労務費相当分については現金払いとする。

(4) 手形期間は、できる限り短い期間とする。

第6 下請における雇用管理

下請は、当該下請契約により定められた事項を適正に履行するとともに、次の各号に定める事項について措置するものとする。

(1) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(2) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(3) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(4) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(5) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(6) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(7) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(8) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(9) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(10) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(11) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(12) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(13) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(14) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(15) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(16) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(17) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(18) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

(19) 新たに雇用した労働者、作業内容を変更した労働者、危険又は有害な作業を行う労働者、新たに職長等労働者を直接指揮監督する職務に就いた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

空調吹出口、スパイラルダクト、防煙ダンパ、排煙口
ダクト機械、機材総合商社

双和産業株式会社

本社 大阪市東淀川区下新庄町2丁目248の9
電話 大阪(06)328-7286(代) 8234(代)
営業所 大阪・福岡・宮崎・富山・大分

各種ダンパー フランジ アルミフレキ
空調吹出口 その他 空調資材

日伸工業株式会社

本社 兵庫県相生市本郷町4番4号
工場 兵庫県揖保郡揖保川町正条
TEL 079172-5169

新年あけましておめでと
うございます。
年頭にあたり中小企業な
らびに中小企業団体関係の
皆様方の一層のご活躍とご
繁栄を心から祈念し、新年
の御祝詞を申し上げます。

に重大な危機に直面してお
ります。
こうした現状を打開すべ
く政府においても懸命の努
力を傾注し、数次にわたる
景気刺激策を実施し、この
御祝詞を申し上げます。

試験を乗り越え、旺盛な企
業家精神と小回りのきく機
動的な発想が時代の機
要請にこたえてわが国経済
に重要な役割を果たし、発
展を続けてまいりました。が、こうした環境変化をそ
の視野の中に促し、機敏で

達力等より一層経営基盤の
強化、充実を図り、自助努
力を重ねながら施策の有効
な活用と相まって経営体質
の改善を図られることが肝
要かと存じます。

幸いにも大阪の中小企業
に推進し、中小企業の経営
の安定のため活路開拓事
業、産地振興事業、倒産防
止対策等を積極的に展開す
るとともに、併せて政府の
強力な中小企業政策の実現
に全力を傾注して取り組ん
でいく所存であります。

最後に本会に対しまして
旧に倍する御支援、御協力
をお願い申し上げます。新
御挨拶と致します。

めったにバスや電車
ノミソで駆けぬぐこと
などは乗らぬため
か、たまに街へ出る
と、目新しくなった
事にかかっている姿で
か取り残されたよう
思いにかられてしま
う。先日もしも振り
の戻り、屈託のない
気楽そうなる若者を
眺めていると、いつ
でも若い自分の自分
なにより馬鹿らしく、
情けなくもなると、
成長してくると、妙
なく悔い

た学生時代
が、ついでに
の間のよう
にあざやかな
に憶い出さ
れても、イ
カンせん、
押しも押さ
れぬ世代に
入られて、
入りやう
の調
整に気を
なでるこ
の頃だ。しかしど
もダメなのは髪であ
る。子供達に揃えら
れるのが口惜しくて
ナイ。この気持は、
毛ドッパリの御仁に
とても理解して貰え
ないと思う。

あれこれ考えてい
ると、次の駅で乗り
込んだミスター、ハ
ーちゃん、あらかた
ブーツ姿。さらに僕
の
会社のために、い
や家族のためにも連
日張り度いもので
す。

予防は粗食と適度の運動
につきまます。昔はカタツ
リを五匹以上食べた、山
芋かカボチャあるいは抹茶
を飲んで治したものです。
ネオセナトルという薬
とビワの葉が有効だとい
われます。



結果若干の明るさが見られ
たものの本格的な景気の回
復は予測を許されない状態
であります。
申すまでもなく多くの中
小企業は、これまで幾多の
状況域の中小企業はまこと

バイタリティーで 発展への活路打開

大阪府中小企業団体中央会
会長 太田 十

割には変わりなく中小企業の
発展なくしては我が国経済
の発展はあり得ないと思わ
れます。
もより中小企業をとり
まく経済環境は今後益々厳
しくなることが予想されま
すが、こうした激動の時こ
開き、人的能力、資金調
達を促進するための諸対
策を直ちに実行することも
に、中小企業がわが国経済
の重要な担い手であること
を深く認識し、構造不況を
打開して、安定的な成長を
図る為、昭和五十四年度中
小企業政策の策定ならびに、
これに関する措置および税
制についても、画期的な対
策を積極果敢に講ずべきであ
る。

立と相互扶助の精神をさら
に高揚し、団結を強化して
危機突破に全力を傾注する
ことは勿論、新たな活路
を開拓するため、創造的な
活動を展開する決意を新た
にし、明日の発展を目指し
て力強く前進することを期
するものである。右宣言す
る。

第21回中小企業団体大阪
大会

危機突破へ決意も固く

第21回・中小企業 団体大阪大会 昨秋「南御堂」で盛会

第21回の中小企業団体大
阪大会は、昨秋九月二十六
日、南御堂において一、〇
〇余名の府下中小業者の
代表を迎えて盛大に挙行さ
れました。当組合からも、
多くの役員が出席されまし
た。
来賓として今回は左近中
小企業庁長官をはじめ、府
知事、市長その他中小企業
関係機関より多数のご臨席
をいただきました。
大会は例年に準じたプロ
グラムで進められました。が、
わけても史上まれにみる
長期不況だけに、危機
突破のための決意にみちみ
ちた緊張感に溢れていたこ
とが強く印象づけられまし
た。
当日提案、議決された次
の諸対策は満場一致で可決
をみるとともに次の通り大
会宣言を採択して無事終了
しました。

影響を中小企業に波及させ
ぬこと
②関西経済復興の対策に
ついて
(A) 関西新空港の早期
設置
(B) 地域情報センター
の早期設置
(C) 大阪貿易センター
の早期設置
③中小企業対策について
(A) 中小企業の組合組
織化の促進
(B) 下請取引について
親企業の指導と取締り
(C) 官公需の随意契約
と分離発注の拡大
(D) 協同組合等の法人
税率の引下げ
(E) 中小企業組合士制
度を国の認定とする
《宣言》
現下中小企業の経済環境
は、史上まれにみる長期不
況からの脱出が渴望されな
がら、依然として景気は沈
滞し、加えて異常な円高騰
による打撃は構造的な不況
の深刻化と相俟って経営を
極度に困難ならしめてい
る。
特にわが大阪経済の地盤
沈下は著しく、いまや府下

中小企業は、不安と焦燥の
うちに重大な危機に直面し
ている。このときにあたり
政府ならびに大阪府は、
かかる局面を打開するた
め、一層強力な景気浮揚策
を講ずるべきである。この
に、一層強力な景気浮揚策
を講ずるべきである。この
に、一層強力な景気浮揚策
を講ずるべきである。この
に、一層強力な景気浮揚策
を講ずるべきである。この

増額
④大型店舗の進出規制を
強化。
(中)中小企業の経営後継者
の育成を助成
⑤円高対策と、産地振興
対策を拡充強化
(右)要望する。
第30回中小企業団体全国
大会

なご第30回全国大会は引
き続いて、昨十月十九日、岡
山市において開催(今回は
当組合は欠席)一〇〇件に
余る議案を可決し、次のよ
うな特別要望を政府に提出
して終了したもようです。
(一)中小企業の専任大臣を
速かに設置。
(二)一般消費税の創設を中
止する。

「第30回全国大会」
昨10月岡山市で開催

糖
尿
病
糖尿病は美食家が多いと
貧乏人からヒガまれたのは
昔のこと。生活水準の高い
現代では中年になると警戒
が必要。特に仕事で忙しく
物ごとに感じ易いクヨクヨ

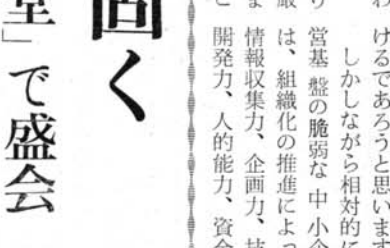
「四十路の幕明け」
住 田 隆

「今の若い
ものは……
……のグチ
が出るよう
になるから
不思議だ。
いつの時
代でも、こ
うした後輩
は中老に
批判され
ながら世
を継いで
行くのだ
と、あま
り口は
ばった
いはば
言いた
い。ま
ねばな
らぬの
だろうか。
とまれ
七十年
代も今
年で最
後。や
がて一
九八〇
年代が
すぐそ
ろだ。内
外ともに
波乱、
混乱の
時代を
当分は
覚悟せ
ざるを得
ないだ
ろう。

取扱品目
各種鉄螺・諸機械工具・各種パッキング
冷暖房付属部品・ダンパー器具・管工事材料

二川商店
尼崎市昭和南通八丁目二三四
〒660 TEL. (06)411-4349・413-0590

「ニッパンファブリダクト-FL」は
ダクト組立工程の短縮・省力化を大巾に
推進した画期的な製品です



販売元
日本鐵板株式會社
大阪支店 大阪市東区大川町1(日土地屋橋ビル)
TEL 大阪 (06) 203-5691(代) 〒541

アツという間に、ウマ年がはねて、はや五四年。長期にわたる不況を考えると、とても手放して浮かれる気にはなれないのだが、そこは正月独特のふん開気で「よし、今年こそは……」と新しい希望や決意にあふれて、めでたい気持ちになるから不思議なもの。

さて今年十二支(えと)で申せば、ひつじ年である。正確には、未と書き、本来は時刻や方角を指すのに使われたのだが、今や世の中は占術のブームもあって若者にも人気が高まって来た。しかし日本人と羊は、そのわりにはなじみの薄い動物といえよう。

それは、羊の飼育には気候が不適とされるため、何れか試みたが、成功はして描いてとぶ姿を意味し、音読みでは「シヨウ」となるが、いつのまにか「とぶ」と読みならわすようになっている。エトにからめて、めでたい史実としては、廃藩置県ガット正式加盟、資本自由化実施など、時代の幕あけの出来事は何れも羊の年にあつたが、よく調べると意外に波乱も多いのではなからうか。例えば元弘の乱、満州事変、中東戦争等の事件は、この年に起つてい

ひつじ年を「祥」の年に

M・M生


冒頭に申した通り正直に申して必ずしもとりたてて好材料も見当らず「とぶ」とするものは翼を伏すのたとえで、素晴らしい飛躍も望めそうにないという声もあるが、一方、「ヒツジの時に晴れる雨に、みの、かさを脱ぐ」との諺もあります。これは「羊年に回復した景気は長続きする」と訳せよう。せむしも、このよきな年にしたいものです。

地下鉄「南森町」から天神橋筋商店街を北に向い約三百、三丁目当りを東へ入ると東寺町、その一角に善導寺があり、通りに面して「山片蟠桃墓所」の石柱が目に入る。

山片蟠桃は、大阪の生んだ町人学者として第一流の人である。幼少のころ、播州のいなから大阪へ丁稚奉公に出た。北浜の両替屋「昇屋」にひろわれ、のち大きな成

「夢の代」に示されている蟠桃の学問は、天文地理、歴史、経済、政治、宗教にまで及んでいる。明治三十年、内藤湖南は富永仲基の「出定後語」三浦梅園の「三語」と並んで蟠桃の「夢の代」を近世三百年間における断片たる創見発明の説として評価している。善導寺内左手奥の中ほどに「山片蟠桃先生之墓」が、蟠桃の歴史を伝えている。

長をうけた人物である。蟠桃が二代目山片平右衛門重賢とその子重芳とまで三十五年間も番頭を勤め、その間に升屋を大阪でも有数の大富豪に仕立てたことは有名な話である。仙台藩はじめ東国諸藩の



煙一火
これより先進入禁止

「夢の代」に示されている蟠桃の学問は、天文地理、歴史、経済、政治、宗教にまで及んでいる。明治三十年、内藤湖南は富永仲基の「出定後語」三浦梅園の「三語」と並んで蟠桃の「夢の代」を近世三百年間における断片たる創見発明の説として評価している。善導寺内左手奥の中ほどに「山片蟠桃先生之墓」が、蟠桃の歴史を伝えている。

は、あり得ないし、それではやり甲斐もなくなる。とまれ、一億のおとなしき羊を、新、狂乱物価でお

は、あり得ないし、それではやり甲斐もなくなる。とまれ、一億のおとなしき羊を、新、狂乱物価でお

は、あり得ないし、それではやり甲斐もなくなる。とまれ、一億のおとなしき羊を、新、狂乱物価でお

は、あり得ないし、それではやり甲斐もなくなる。とまれ、一億のおとなしき羊を、新、狂乱物価でお

は、あり得ないし、それではやり甲斐もなくなる。とまれ、一億のおとなしき羊を、新、狂乱物価でお



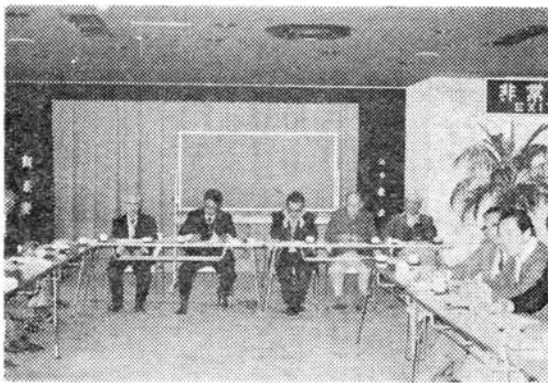
奥志摩の旅情楽しむ

昨年11月12~13日

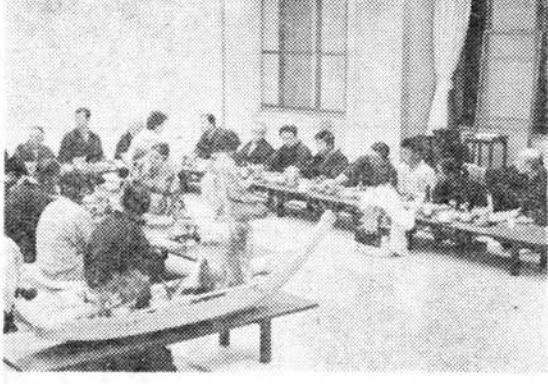
三回目の名古屋との合同旅行

恒例、名物?ともなつた名古屋・関西両協同組合の定期合同旅行は、昨年ですでに三回目となり十一月十二日~十三日にかけて奥志摩は浜島において実施さ

れました。己むを得ぬ事情で参加されなかった方もありましたので、簡単にご報告します。同日は朝から生憎の小雨模様となりまじまじと、ジントクス慣れのせいもあってか、一向に気にもかけないゴルフ組は軽快にバックを抱えて、まずは鳥羽行特急に乗り込む。宇治山田までは二時間足らずの行程、ここで名古屋の皆さんと合流、石灯籠並木の旧参宮街道をバスで二十分、もうスツカリ打ちとけてワイワイ、ガヤガヤの腹ごしらえを済し、雨にぬれながら、さすが、神域に入ると何かしらカタジケない気持ちになり、身心を清めてお伊勢さんに願う。



協議会は自由討論で



一部の方からは、年に一度の機会であるから、宴会を遅らせても会議の時間を延長しては?との緊急提案がとび出し、司会者を困らせる嬉し場面もありました。懇親会も決してそれらに劣らぬものとして、多数決で一応打ち切り。こんどは大浴場で、やっとな、くつろぎ、第二部の宴会場に

移って、いよいよ乾杯となりました。さすがに浜島は名に恥じず魚は新鮮そのもの。残酷な荒磯焼には舌つづみを打ちながらホテル専属の演芸ショー。両組合の喉自まん競べに今年は、三回目を記念してか、真打ちには両局長コンビの歌謡マードに抱腹絶倒?会場を沸かせる一幕もあり、グットくだけたホンワカムードに盛り上がったところで、めでたくお開きと相成った次第。その後の延長戦は、残念ながら紙数の関係で割愛のやむなきに至りましたご了承下さい。残念なことは、伊勢えびのいない伊勢湾みたいに、やんごとなき遠来のお客様のため坂東理事長の姿が見えなかったことです。なお今年はゴルフコンペと、魚釣り競技に両理事長から優勝カップをそれぞれ寄贈いただきましたことを感謝してご報告いたします。

ヤブサ式 防煙・防火ダンパー

◎ 評定番号 BCJ-Dp(S-T-F)-9 BCJ-Dp(F)-25

- ヤブサ式防煙・防火ダンパーは長い間のダクト工事専門業者としての経験を十分に生かした精度の高いダンパーです。
- 設計・製造から現場取付まで一貫してお引受致します。

兎に角ダンパーのことなら大阪401-5671ヤブサ工業へ!!

ヤブサ工業株式会社 尼崎市北城内51番地 ☎401-5671(代)

販売元 **ヤブサ空調機材株式会社** 伊丹市口酒井字滑田1-3 ☎0727(70)1640

関連会社 **岡山ヤブサ株式会社** 岡山市倉田五割296-11 ☎0862(77)7147
広島ヤブサ株式会社 広島市安佐町久地字城下260 ☎08267(7)0461